

資料提供(説明付き) 令和2年8月3日(月) 14時30分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 収税課 (電話059-229-3135)	税務担当参事(兼)特別滞納整理推進 担当参事・収税課長 家城 覚

収税課における収納金の紛失について

収税課において収納した現金134,260円が保管されておらず、紛失していることが判明しました。

記

1 概要

令和2年7月22日(水)午後1時前後、納税者が収税課の窓口において、同課の職員(以下「本件職員」といいます。)に対し、現金134,260円(以下「本件収納金」といいます。)を納付し、納税証明書の交付を申請しました。その際、本件職員は、本件収納金の金額を確認の上で、領収証書等に領収日付印を押印し、領収証書を当該納税者に交付しました。その後、本件職員は、納税証明書の交付を担当する同課の別の職員に納税証明書の発行手続を依頼して、他の業務に従事し、当該別の職員が当該納税者に対し、本件収納金を収納済とした納税証明書を交付しました。

その後、令和2年7月30日(木)、当該納税者が、収税課の窓口を訪れ、前回とは別の年度に係る納税証明書の交付を申請された際、対応した同課の職員が、本件収納金が収納システムのデータ上で収納済となっていないことに気づき、本件収納金の入金作業について確認したところ、本件職員が本件収納金の入金作業を行っていなかったことが判明しました。

その後、同日から8月2日(日)までにかけて、同課において、同課執務室等に本件収納金が保管されていないか、くまなく検索しましたが、発見には至りませんでした。

2 原因

収税課における本来の収納業務においては、当課窓口で収納した現金については、直ちに所定の保管庫に入れて保管した上で、毎日定時に金融機関に入金する作業を行うこととしており、その手順は本件職員も承知し、通常は当該業務の手順を遵守していたものの、本件収納時においては、昼の休憩時間で窓口等の人員が少なかった時間帯で、たまたま他の業務が重なった状況下での収納業務であったため、本件職員が本件収納金の保管作業を適正に行うことができていない状態で、他の業務に移行してしまったことが主な原因と考えられます。

3 今後の対応

今回の事態を非常に重く受け止め、今後このような事態を二度と起こさないよう、現金を受領した際は、先ず収納金として保管作業を確実に行った上で、他の業務に移行することを徹底するとともに、収納金の保管及び入金作業が確実に行われ

たことを他の職員が確認するよう収納業務の手順を見直すことで、再発防止に向け全力を挙げて取り組みます。

なお、紛失した本件収納金の補填については、本市が加入している全国市長会公金総合保険の幹事保険会社（損保ジャパン（株））に対し、速やかに保険金請求手続を行います。